

平素より大変お世話になっております。

本メールはレクシア特許法律事務所所属の弁護士・弁理士と名刺交換をさせていただきました皆様にお送りしております。

**\*\*知らないと怖い外国出願 その9\*\***

～中国の特許関連の法源～

今回は、少し視点を変えて、中国の特許関連の法源についてお話しします。

中国の実務を理解する上で、参照すべき法源は以下の通りです。

- ・ 専利法(特許法)
- ・ 実施細則
- ・ 審査指南(審査基準)
- ・ 司法解釈
- ・ 指導的案例
- ・ 裁判例

専利法、実施細則、審査指南の日本語訳は、以下のウェブサイトで見ることができます。

[https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/china\\_patent\\_law.htm](https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/china_patent_law.htm)

審査指南は、日本の審査基準に該当するものであり、中国の実務を勉強する上で非常に役に立ちます。

一方、裁判例について、最近では、中国の裁判例の分析をした論文が多数発表されていますが、中国では、建前上、裁判例に法的な拘束力を持たせないことになっていますので、原則的には裁判例を分析しても、あくまでも傾向を知ることにはなりません。

そこで、中国では法的規範として、最高人民法院(日本の最高裁に相当)が「司法解釈」を制定、公布することができるようになってきました。司法解釈とは、最高人民法院が、定期的に制定、公布する拘束力のある法的規範であり、下級審は、判決の根拠として、この司法解釈を引用することができます。例えば、知財関係では、2009年12月28日公布の「最高人民法院による専利権侵害をめ

ぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」においては、以下のように、クレームの解釈に関する規定を行っています。

\*\*\*\*\*

### 第3条

人民法院は明細書や図面、特許請求の範囲における該当の請求項及び專利審査書類を用いて請求項を解釈することができる。明細書において請求項の用語について特別に定義されている場合には、その特別定義に従う。

請求項の意味は、上述した方法を用いても明確にならない場合、参考書や教科書などの公知文献、および当該分野の一般的な技術者が持っている一般的な理解と結び付けて解釈することができる。

### 第4条

請求項において機能若しくは効果を以って記載された技術的特徴について、裁判所は明細書および図面に記述された当該機能若しくは効果の具体的な実施形態、及びそれと同等の実施形態と結び付けた上で、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。

\*\*\*\*\*

上記第4条は、クレームの機能的記載の解釈に関するものであり、機能的記載は、明細書に記載の実施形態+均等物として解釈すると規定され、米国のような解釈をすることになっています。

司法解釈の日本語訳は、以下の JETRO 中国のウェブサイトで見ることができます。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/interpret.html>

上記のように、司法解釈は拘束力のある規範ですので、定期的に参照することをおすすめいたします。

また、司法解釈に準ずるものとして、「指導的案例」があります。

指導的案例とは、最高人民法院が手がけた案件のうち、注目度の高い案件を挙げて整理し、下級の裁判所に対して参照するように指導している規範です。司法解釈との相違として、指導的案例は、下級審の判決の中で引用することはで

きますが、判決の根拠として引用することはできません。また、司法解釈との間に齟齬が生じた場合には、指導的案の抗力が失われます。しかし、裁判例が拘束力を持たない中国では、司法解釈とともに法的規範として重視されるべきものです。

但し、指導的案は日本語の翻訳文が殆ど出ていないため、今後、JETRO などの親切な方が、日本語訳を公開することを期待します。

ご質問や外国出願に関するご相談等ございましたら、レクシア特許法律事務所 機械・電気部門の立花までお願いします。

[tachibana@lexia-ip.jp](mailto:tachibana@lexia-ip.jp)

弊所の特徴である知財・法務業務のワンストップについては、こちら  
・ワンストップサービス(特許編)

<http://www.lexia-ip.jp/One-stop/one-stop-patent.pdf>

今後、当事務所からのご連絡がご不要な場合は、  
大変お手数ですが、下記のメールアドレスまでご一報ください。

-----

----

レクシア特許法律事務所 (LEXIA PARTNERS)

〒530-0005

大阪市北区中之島 6-2-40 中之島インテス 21 階

PHONE : 06-6448-7777 FAX : 06-6448-7766

E-MAIL : [info@lexia-ip.jp](mailto:info@lexia-ip.jp) URL : [www.lexia-ip.jp](http://www.lexia-ip.jp)

-----

----